

平成30年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

- 議案第135号 職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び
旅費に関する条例の一部を改正する条例案について 1

◎所管事項

1. 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に
基づく報告について 2

平成30年10月10日

総 務 部

議案第 135 号

職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

職員等の旅行の実情等に鑑み、規定を整備するものです。

2 改正内容

- (1) 自家用自動車等による旅行をする場合の車賃の額を、1キロメートルにつき23円（現行30円）に改めます。
- (2) 旅行雑費の定額を廃止します。
- (3) 宿泊料を、宿泊先の区分に応じて一般職は11,700円又は10,700円（現行13,100円）、知事及び副知事は15,500円又は14,200円（現行16,500円）に改めます。
- (4) 日額旅費を廃止します。
- (5) その他規定を整備するものです。

(参考)

		現行	改正後
車賃		30円/km	23円/km
旅行雑費の定額 (交通機関による 県外旅行)		1,300円/日 (早朝出発又は夜間帰着の 場合、各1,000円を加算)	交通費を実費支給
宿泊料	一般職	13,100円/夜	甲地方 11,700円/夜 乙地方 10,700円/夜
	知事及び 副知事	16,500円/夜	甲地方 15,500円/夜 乙地方 14,200円/夜
日額旅費 (東京事務所等の職員 の担当区域内の旅行)		2,000円/日	交通費を実費支給

備考 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち知事が定める地域その他これらに準ずる地域で知事が定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

3 施行期日

平成31年1月1日から施行するものです。

◎所管事項

1. 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

第3-2号様式(条例第8条第1項関係)

補助金等の交付実績

(部局名: 総務部) (単位: 千円)

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
1	地方職員共済組合負担金	地方職員共済組合負担金	地方職員共済組合三重県支部	47,178	地方公務員等共済組合法	福利厚生課	